# 栄町第５次総合計画

－概要版－

**ひとが元気　まちが元気　みんなでつくる**
**水と緑のふるさと　さかえ**

## 栄　町

平成３１年３月

# 「ひとが元気 まちが元気
# みんなでつくる水と緑のふるさと さかえ」
# をめざして

はじめに

私たちが住むまち、栄町は、東京都心から 45㎞ 圏にありながら、利根川をはじめとする恵まれた水辺環境や里山など豊かな自然環境を有し、良好な住環境が整備され整然とした町並みが広がるなど魅力あふれるまちです。

一方、町としては町民の生命・財産を守ることを第一の使命として、子どもたちの幸せを願い、持続可能で町民満足度の高い町政運営に取り組んでいます。

しかし、本町では人口減少が課題となっており、特に若い世代の転出による町の活力の低下が懸念されています。

このような中、第５次総合計画では、第４次総合計画で掲げた「誇りと愛着の持てる　まち」の基本理念と「ひとが元気 まちが元気 みんなでつくる水と緑のふるさと さかえ」の将来像を継承しつつ、「子育てがしやすい元気なまち」「生活環境が整った元気なまち」「安全で安心できる元気なまち」「産業が活性化し賑わいのある元気なまち」など８つの基本目標を定めました。

また、前期基本計画では、第５次総合計画の基本目標に応じた施策とそのための主な事業と取組みを定めるとともに、３つの重点プロジェクトに取り組むこととしています。さらに、民間企業などの力を活用した３つのチャレンジ戦略を定めています。

今後、町としては、町民の皆様のご協力を得ながら、本総合計画の推進と実現に向けて全庁をあげて取り組んでまいります。

結びにあたり、本総合計画の策定にあたり、町民の皆様をはじめ、議会議員、熱心にご議論いただきました政策審議会委員の皆様、各種団体にご協力いただきましたこと、心より感謝と御礼を申し上げます。

今後は、本総合計画が円滑かつ着実に推進できますよう、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成３１年３月

栄町長 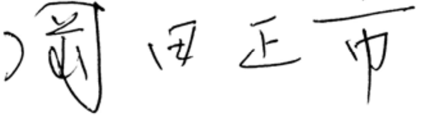

# 第１編　序論

## 第１章. 時代の潮流

今後のまちづくりを考えるうえで踏まえるべき主な時代の潮流は、次のとおりです。

１．人口減少社会の到来と少子高齢化の更なる進展
２．大規模災害等や犯罪に対する懸念の高まり
３．地球温暖化への対応と循環型社会の構築
４．価値観やライフスタイルの多様化
５．高度情報通信技術の進展と情報サービスの高度化
６．グローバル化の進展
７．地方創生の動きと協働の必要性の増大

## 第２章. まちづくりの基本的課題

計画を策定するにあたっての、まちづくりの基本的課題は、次のとおりです。

| | |
|---|---|
| １．人口減少に関する課題 | ⑴若者の定住・移住の促進<br>⑵子育て支援の推進<br>⑶新たな雇用の場の創出<br>⑷交通利便性の向上 |
| ２．生活基盤・生活環境に関する課題 | ⑴道路・公園・上下水道等の整備<br>⑵自然環境の保全と環境負荷の低減 |
| ３．災害対策・防犯に関する課題 | ⑴大規模災害への備え<br>⑵犯罪などがないまちづくりの推進 |
| ４．健康福祉に関する課題 | ⑴身体と心の健康づくりの推進<br>⑵地域福祉の充実 |
| ５．産業・観光に関する課題 | ⑴元気な農業経営の推進<br>⑵商業の活性化と観光振興の推進<br>⑶工業など新たな企業立地の推進 |
| ６．教育文化に関する課題 | ⑴学校教育の推進・子どもの健全育成<br>⑵生涯学習の推進<br>⑶歴史と文化の充実 |
| ７．協働のまちづくりの課題 | ⑴町民との協働の推進<br>⑵地域の自治活動の活性化 |
| ８．行財政運営に関する課題 | ⑴適正な行政運営による住民サービスの向上<br>⑵将来に向けての健全財政の確保 |

# 第２編　基本構想

## 第１章.　まちづくりの基本理念

本基本構想では、「誇りと愛着のもてる　まち」をまちづくりの基本理念に据え、町民と行政とが知恵と力を出し合い、共に協力することにより将来像の実現を目指します。

**誇りと愛着のもてる　まち**

## 第２章.　将来像

元気なまちづくりを実現するためには、先ず、そこに暮らす「ひとが元気」であることが必要です。

「ひとが元気」であるためには、子どもからお年寄りまで、安全に安心して健やかに暮らすことができ、夢や生きがいを持っていることが必要です。

元気なひとの周りには、さらに元気なひとが集まり、まちに賑わいや活気が生まれ、「まちが元気」になります。

また、「元気なまち」は、町民、地域、各種団体、ＮＰＯ、民間企業、行政などあらゆる活動主体がそれぞれの強みを活かし、互いに助け合い「みんなでつくる」ことが必要です。

このように、「水と緑」に恵まれた本町を、みんなで力を合わせて、住み続けたいまち、住んでみたいまち、誇りと愛着のもてる「ふるさと　さかえ」にすることを目指します。

**ひとが元気　まちが元気みんなでつくる水と緑のふるさと　さかえ**

## 第３章.　計画の構成と期間

第５次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の３つの計画で構成します。

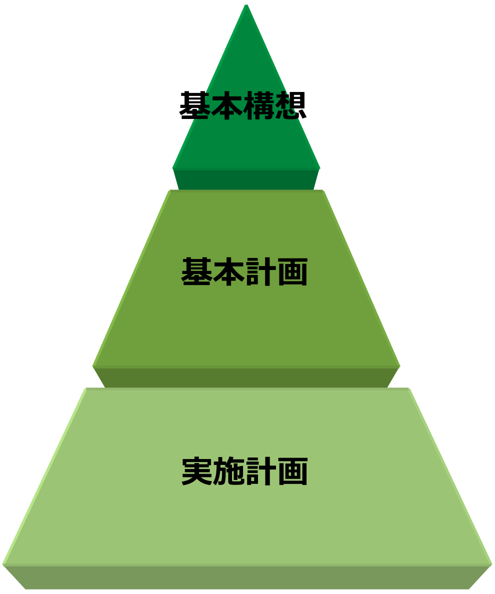


**●基本構想**

基本構想は、本町の現状と課題を明らかにするとともに、まちづくりの基本理念とあるべき姿（将来像）、また、これらを実現するための施策の基本目標と大綱を定めるものです。

平成 31 年度を初年度とし、平成 38 年度を目標年次とする 8 年間とします。

**●基本計画**

基本計画は、基本構想に掲げる町の将来像を実現するために、基本構想に従って具体的な施策を定めるもので、それらの施策を推進するための指針となるものです。

基本構想期間の 8 年間を前期・後期に分け、各 4 年間とします。

**●実施計画**

基本計画を計画的かつ戦略的に推進していくための実行計画で、事業の優先度を明確にし、基本計画に基づき実施する施策の具体的な事業内容を示すものです。

毎年度見直しを行うローリング方式により策定するものとします。

# 第４章. 計画の取組方針

計画の推進にあたっては、人口減少や少子高齢化など町の課題に対応していくため、次の７項目を計画の取組方針とします。

## １. トップマネジメントによる計画の推進

町長は、まちの将来像や方向性などを、全職員に共通の認識として浸透させるとともに、職員や町民の協力のもとリーダーシップを発揮し、先頭に立って総合計画を推進します。

各課等の長は、町長が迅速かつ適切に意思決定できるよう常に情報の収集及び伝達に努め、かつ与えられた権限と責任に基づき、計画に掲げた事業を推進していきます。

## ２. 計画の実効性の確保

計画の実効性を確保していくため、町長をはじめ職員が町民の協力を得ながら、目標・政策・施策を十分理解し、具体的戦略とスケジュールを策定することで、十分な成果を得られるよう努めていきます。

また、計画的な財政運営に基づく財源確保と、適切な定員配置による効率的組織による的確な業務執行方法などを確立していくこととします。

## ３. 計画に対する適確な評価システムの実行

計画の実効性を高め、計画の目標・目的を達成していくには、適切なＰＤＣＡ（目標を設定した計画 Plan⇒目標を実現するための施策の実施 Do ⇒施策評価 Check ⇒改善 Action）サイクルによる評価が必要であり、特に、的確な評価により課題等を抽出の上、施策や事業の改善を図っていくことが求められています。

なお、評価に当たっては、町民の意見も重要な要素です。

## ４. 計画評価の町民等への公表

計画の評価結果については、議会をはじめ、政策審議会に報告し、意見を求め、施策や事業の改善を進めていきます。

さらに、評価結果については、町ホームページや広報さかえ等で、町民に公表し、計画の進捗状況を情報提供するとともに、意見もいただき、計画の実行性を高めていきます。

## ５. 計画達成のための人財育成

計画を達成するためには、時代の変化が激しい中にあって、職員一人ひとりが、計画の推進者としての高い意識を持ち、町長のリーダーシップに基づき、業務に対し的確な判断を行うことが求められています。

そこで、栄町人財開発基本方針に基づき、研修などの参加機会の増大や職務に有効な情報の提供などにより、計画の実現に必要なそれぞれの能力の向上や開発を進めていきます。

また、職員個々の能力や意欲を高めるとともに、課などの組織力を強化していきます。

## ６. 重点プロジェクト及びチャレンジ戦略

前期・後期の各基本計画において、町の将来像を実現するための先導的・優先的・重点的に取り組む施策をまとめ「重点プロジェクト」として設定します。これらの施策群は、全庁をあげて分野横断的に連携して実施することとします。

さらに、民間企業などの力を活用し、チャレンジしていく取り組みを「チャレンジ戦略」として基本計画に位置付け、推進していきます。

なお、景気の動向や民間事業者の対応、戦略の実現可能性などによって、適時適切に変更または追加していきます。

## ７．協働のまちづくりの推進による計画の実現

人口減少と少子高齢化が進行する中で、行政だけで、地域の変化や実情に応じたまちづくりを進めることには限界があり、町民と行政との協働に加え、町民同士の協働、支え合い活動の重要性はますます高まっています。

そのため、計画の実現に向け、町民一人ひとりの参画と協働意識の高揚を図るとともに、自治組織やＮＰＯ・ボランティア団体などの市民活動団体、企業、行政などが共に考え、共に行動に移して、自助・共助・公助を効果的に機能・連携させながら、協働のまちづくりを推進します。

# 第５章. 人口フレーム

## １．人口の推移と今後の見通し

国勢調査の結果をみると、本町の人口は、平成７年には25,615人となりましたが、その後減少に転じ、平成27年には21,228人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所（平成30年推計）によれば、本町の人口は今後も減少傾向で推移し、平成42年（2030年）には16,734人になると推計されています。

## ２．人口減少を緩やかにする今後の取り組み

こうした中、町を元気にしていくためには、特に若者や子育て世代の定住・移住を促進し、人口減少を緩やかにしていくことが重要です。

そこで、若者にとって魅力ある町とするため、町の賑わいを取り戻すとともに、子育て支援の充実、新たな雇用の場の創出、交通利便性の向上、住宅地開発の誘導等の取組を進めます。

さらに、町民一人ひとりが、身体も心も健康で、生涯にわたって安全に、安心して健やかに暮らすことができるまちづくりを推進します。

## ３．人口フレーム

以上を踏まえ、本基本構想の目標年次である平成38年（2026年）の目標人口を20,000人と定めます。

図ー人口推移と人口フレーム

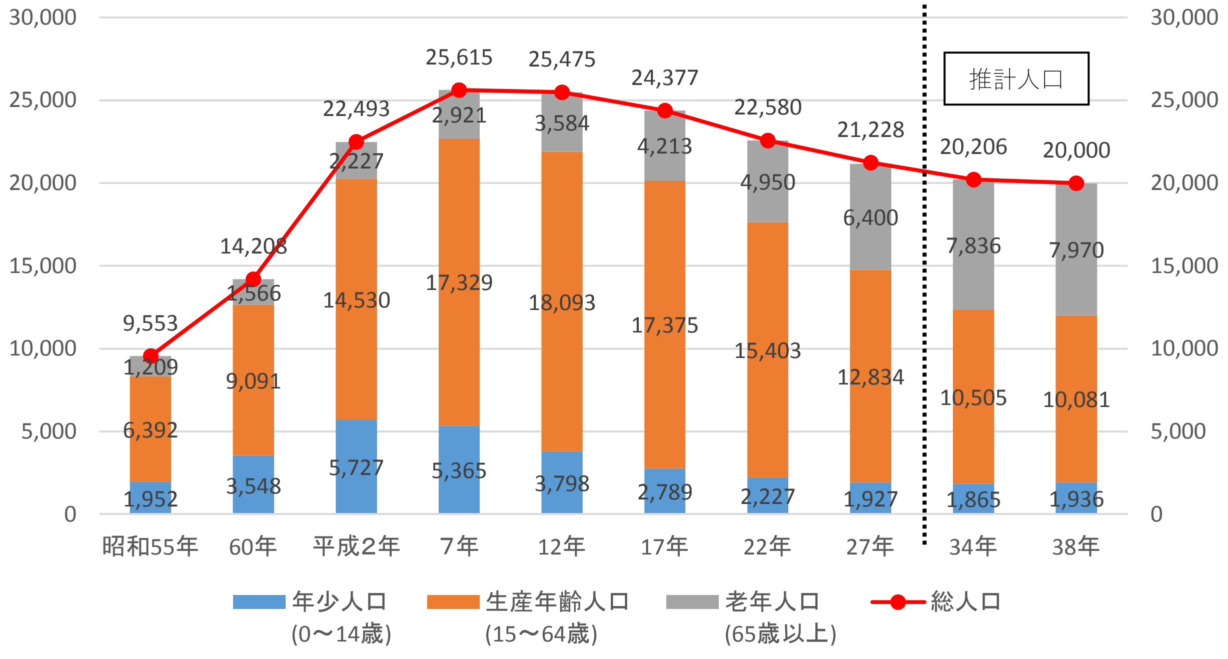


資料：国勢調査（年齢不詳：昭和60年３人、平成２年９人、平成27年67人。平成34年以降は推計人口）

## ■将来土地利用展開エリアの考え方

| エリア名 | エリア形成の考え方 |
|---|---|
| **駅周辺活性化エリア** | 都市機能をコンパクトに集約するまちづくりを進める観点から、公共交通の結節点として、多くの住民が日常的に利用する駅周辺に「駅周辺活性化エリア」を配置し、観光客や住民の暮らしを支える店舗の集積を図るなど、にぎわいの創出に向けたエリア形成を目指します。 |
| **商業誘導エリア** | 現況の集客施設の立地状況や既存の交通ネットワークなどを踏まえ、「商業誘導エリア」を配置し、暮らしを支える店舗の集積や広域的な需要を満たす集積型商業施設の誘導を図るなど、にぎわいとともに雇用の創出に向けたエリア形成を目指します。 |
| **住居誘導エリア** | 人口減少時代に見合ったコンパクトな集約型都市づくりを進める観点から、利便性が高く、居住環境として魅力のある駅を中心とした生活圏域を踏まえ、「住居誘導エリア」を配置し、居住地の受け皿とともににぎわいの創出に向けたエリア形成を目指します。 |
| **工業誘導エリア** | 本町の主要な産業地として食品加工を中心とした工場等が集積している矢口工業団地の周辺区域に「工業誘導エリア」を配置し、産業基盤の強化を図るとともに雇用の創出に向けたエリア形成を目指します。 |
| **沿道ポテンシャル活用エリア** | 順次開通が見込まれる首都圏中央連絡自動車道による広域ネットワーク網並びに成田空港からの距離的優位性や発着容量増に伴う貨物取扱量の更なる拡大を活かし、広域交通や物流の要となっている主要な幹線道路の沿道に「沿道ポテンシャル活用エリア」を配置し、流通業務施設の誘導を図るなど、雇用の創出に向けたエリア形成を目指します。 |
| **観光活性化エリア** | 町内外の交流の核である房総のむらの周辺区域に「観光活性化エリア」を配置し、観光需要を高めるとともに、本町を訪れる交流人口の拡大を図るなど、にぎわいの創出に向けたエリア形成を目指します。 |

## ■軸の考え方

| 軸名 | 軸の考え方 |
|---|---|
| **都市軸** | 本町の周辺都市を結び、広域での人や物の活発な活動を支える広域的な軸として、幹線道路及び鉄道を「都市軸」として位置づけます。 |
| **副都市軸** | 町内の各エリアを連絡し、町内の住民の暮らしに関わる活動や産業活動を支える身近な幹線道路を、「副都市軸」として位置づけます。 |

## ■土地利用構想図

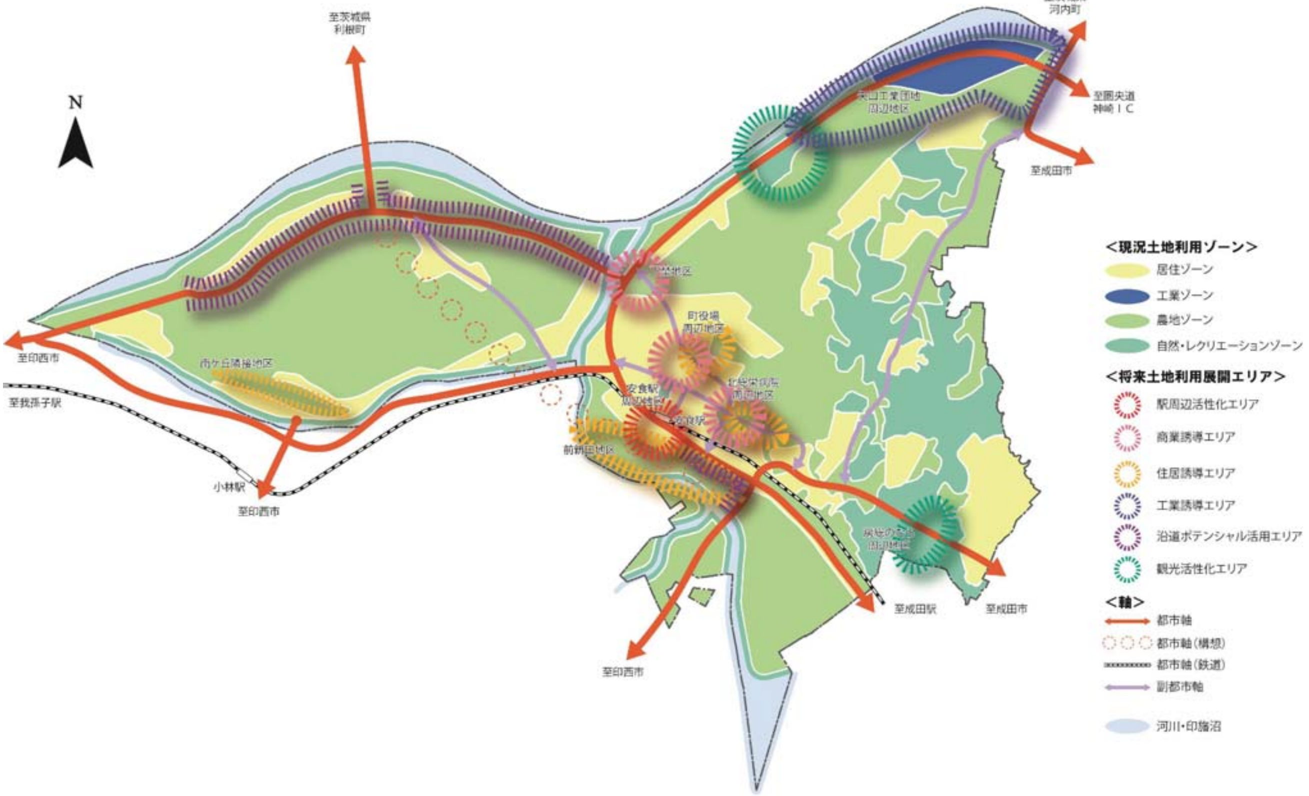

【第５次総合計画　政策体系】

●まちづくりの基本理念●　誇りと愛着のもてる まち

●将来像●　ひとが元気 まちが元気みんなでつくる水と緑のふるさと さかえ

| 基本目標 | | 政策名 |
|---|---|---|
| 1 | 子育てがしやすい 元気なまちをつくる | 1．安心して子どもを元気に育てられるような環境づくりを推進します |
| | | 2．子どもの出産から成長までの健康づくりを支援します |
| | | 3．若者や子育て世代の定住・移住を促進します |
| 2 | 生活環境が整った 元気なまちをつくる | 1．快適な住環境の整備を推進します |
| | | 2．賑わいのある住宅地整備を促進します |
| | | 3．恵まれた自然環境の保全を推進します |
| | | 4．資源循環型社会を目指し廃棄物の適正処理を推進します |
| 3 | 安全で安心できる 元気なまちをつくる | 1．町民の安全を守る防災体制の整備を推進します |
| | | 2．犯罪や事故などが起こりにくいまちづくりを推進します |
| 4 | 健康で生き生きと 暮らせる 元気なまちをつくる | 1．誰もが健康で元気に暮らせる環境をつくります |
| | | 2．誰もが生き生きと暮らせるよう地域福祉を推進します |
| | | 3．社会保障制度の適正かつ健全な運営に努めます |
| 5 | 産業が活性化し 賑わいのある 元気なまちをつくる | 1．魅力ある元気な農業の振興を推進します |
| | | 2．活力と賑わいのある商業の振興を推進します |
| | | 3．地域資源を活かした観光の振興を推進します |
| | | 4．新たな企業立地を推進し産業を活性化させます |
| 6 | 歴史と文化を誇り、 心豊かに学び 生きがいが育める 元気なまちをつくる | 1．みんなが一体となって栄っこを育成する教育を推進します |
| | | 2．子どもたちが良好な環境で学習できる施設整備を推進します |
| | | 3．生きがいが育める学習やスポーツ環境づくりを推進します |
| | | 4．地域に根ざした芸術・文化の育成と文化財等の保護・活用を図ります |
| 7 | みんなの知恵と力で 元気なまちをつくる | 1．町民と行政が共に手を携えて協働のまちづくりを推進します |
| | | 2．地域の絆を育む自治活動の活性化を推進します |
| | | 3．住民参加によるまちづくりのための環境を推進します |
| 8 | 健全な行財政運営 を行う 元気なまちをつくる | 1．行政サービス向上を目指した適正な行政運営を推進します |
| | | 2．公正で透明性の高い行政運営を推進します |
| | | 3．持続可能な町政に向けた健全財政を推進します |
| | | 4．時代に即応できる町政運営に努めます |

## ●基本目標１　子育てがしやすい元気なまちをつくる

町では、子育て支援を町の政策の大きな柱として事業を展開してきており、施策の評価が高まりつつあります。そのような中、町の大きな課題である人口減少の歯止めをかけるためにも、子育て支援策の更なる充実が求められています。

そのため、保育環境や相談体制の充実とともに、経済的負担の軽減など出産から育児まで安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。

また、子どもの出産から成長まで、親も子も健康に過ごせる環境をつくり上げていきます。

さらに、子育てがしやすいことをばねにして、若者や子育て世代の定住・移住を誘導することによって、元気なまちづくりが実現することを目指します。

## ●基本目標２　生活環境が整った元気なまちをつくる

町民が住みやすく、暮らしやすい環境をつくるため、生活基盤や生活環境の向上に取り組みます。

道路・公園・上下水道などの長寿命化対策とともに、誰もが利用しやすい優しい生活基盤づくりを推進していきます。

また、若者を中心とした定住・移住を促進するため、新たな住宅地開発の誘導や、公共交通の利便性向上に取り組みます。

一方、環境面では、町の豊かな自然環境を未来に守り続けるとともに、ごみの減量化など環境負荷の低減を推進していきます。

## ●基本目標３　安全で安心できる元気なまちをつくる

町にとって一番重要な使命は、町民の安全と財産を守ることであり、町民が安心して暮らせる施策を展開していくことが求められています。

そのため、東日本大震災や、近年の異常気象による大洪水被害などから得られた教訓を生かし、町民の協力を得ながら、災害に対する備えや災害発生時における迅速かつ適切に対応できる防災体制の構築などを推進していきます。

また、救急救命体制や火災の消火体制の充実とともに、消防団など地域消防力の強化を進めていきます。

さらに、町民と一体となって、犯罪や交通事故が少ない地域づくりに努めていきます。

## ●基本目標４　健康で生き生きと暮らせる元気なまちをつくる

誰もが、思いやりの心を持って、互いに支え合い、助け合いながら、地域において健康で生き生きと暮らすことができるまちづくりを推進します。

そのためには、町民の疾病の予防、発見、治療、リハビリといった各種段階の保健施策を充実し、町民の健康寿命の延伸と地域での生活の質の向上を目指していきます。

そして、地域包括ケアシステムの構築などを通じて、高齢者や障がい者など誰もが住み慣れた地域でいつまでもその人らしく暮らせるよう、きめ細かな福祉施策に取り組んでいきます。

また、これらの基盤となる社会保障制度の維持・活用の推進のため、国民健康保険制度や介護保険制度などの適切な運営に努めます。

## ●基本目標５　産業が活性化し賑わいのある元気なまちをつくる

産業の活性化は元気なまちをつくる源です。そのため、町の基幹産業である農業については、経営の安定性、生産性の向上に努めるとともに、高付加価値化を図っていきます。

また、商業については既存店舗などの振興策とともに、起業・創業の支援が求められており国・県・町などの各種支援制度の有効利用を推進していきます。
さらに、観光にあっても、千葉県立房総のむらとともに貴重な歴史・文化・自然を活かした活性化施策を進めていきます。
一方、将来の町にとって新たな工場立地や企業誘致がカギとなることから、これらにチャレンジしていきます。

## ●基本目標６　歴史と文化を誇り、心豊かに学び生きがいが育める元気なまちをつくる

これからの社会を支え創造する一人ひとりの子どもたちに、あいさつ、早寝・早起き・朝ごはんに始まる基本的生活習慣とともに、基礎・基本の習得と思考力・判断力・表現力の育成を進めます。
そして、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう人間性のかん養や、望ましい勤労観・職業観の醸成を図るキャリア教育を推進していきます。
さらに、町の豊かな自然や歴史・文化を活用し、地域住民の協力を得ながら、ふるさとの誇りや愛着心を育む教育を推進します。
また、誰もが地域で楽しく、心身ともに健康で生きがいのある生活を送れるよう、生涯学習の充実やスポーツの振興に努めるとともに、地域の教育力を活かした子どもたちの健全育成を推進します。
一方、地域に根ざした芸術・文化の育成や貴重な文化財の保護を図り、町民が誇りと愛着を持てるまちづくりを推進していきます。

## ●基本目標７　みんなの知恵と力で元気なまちをつくる

高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応するため、町民と行政、さらには、町民相互が共に手を携えて課題の解決に取り組み、町民が「暮らしやすさ」や「住みやすさ」を実感しながら、安心して住み続けられる協働のまちづくりを推進します。
また、町民に最も身近な組織であり、地域における「共助の要」である自治組織の活動を支援し、地域の絆を育みながら、お互いに支え合って、安心して地域で暮らせるまちづくりを推進します。
さらに、住民参加によるまちづくりを推進するための情報共有や、町民の声が行政に届く仕組みづくりなどの取り組みを進めていきます。

## ●基本目標８　健全な行財政運営を行う元気なまちをつくる

行政運営の基本は、地方自治法など法令に基づいた適正な執行です。
また、持続可能なまちづくりの実現に向けて、確固とした財政基盤を構築することも重要な視点です。
そのため、住民サービスの向上を目指す中で、職員の資質向上のもと、堅実で適正な行政運営を行っていきます。
また、行政情報の的確な公開に努め、町民の町政への関心と監視を高め、公正で透明性の高い行政運営を行っていきます。
さらに、行政サービスに必要な財源を確保しつつ、行政コストの縮減に向けた取り組みを強化し、財政の健全性を高めていきます。また、目まぐるしく変化する時代に適切に対応した行財政運営の実施に努めます。

# 第３編　前期基本計画

## 第１章.　基本計画の概要

### １．基本計画の目的

基本計画は、基本構想に掲げるまちづくりの基本理念「誇りと愛着のもてるまち」及び将来像「ひとが元気　まちが元気　みんなでつくる水と緑のふるさとさかえ」を実現するために、計画の取組方針を踏まえ、基本構想に示された８つの基本目標及び政策に基づく具体的な施策を定めるとともに、それらを推進するための方策を示すものです。

### ２．計画期間

本計画の計画期間は、社会経済情勢の変化や本町の財政状況などに対応し、実効性の高い計画とするため、基本構想期間の８年間を前期・後期に分け、前期基本計画は平成３１年度から平成３４年度の４年間とします。

## 第２章.　重点プロジェクト・チャレンジ戦略

### １．重点プロジェクト及びチャレンジ戦略とは

基本構想の「まちづくりの基本理念」と「将来像」は、第４次総合計画を継承していくこととしています。このことから、第５次総合計画の、前期基本計画における重点プロジェクトにおいても「定住・移住促進プロジェクト」「産業活性化プロジェクト」「協働のまちづくり推進プロジェクト」の構成は変えないこととします。なお、重点プロジェクトは、基本計画全体を先導するものと位置づけ、全庁をあげて分野横断的・重点的に取り組みます。

一方、チャレンジ戦略は、町の活性化や税源のかん養など、将来のまちづくりを進めていく上において、民間企業などの力を活用し、戦略的にチャレンジしていくものを「チャレンジ戦略」として基本計画の中に位置付け推進していきます。なお、このチャレンジ戦略は、景気の動向や、民間事業者の対応、戦略実現の可能性などによって、適時適切に見直しをしていきます。

### ２．重点プロジェクト

#### (1) 定住・移住促進プロジェクト

本町では、昭和 50 年代からの団地開発による急激な人口増加による反動で、近年人口減少が進んでおり、特に支えられる後期高齢者層に対して支える若・壮年層の割合が他の地方自治体より少なくなっています。このことは、町の賑わいが低下するとともに、町の財政が一層厳しくなるなど、大きな課題となっています。そして、この課題の克服については、奨励金などの活用による積極的な定住・移住の促進はもとより、子育て支援の充実や、教育環境の整備に加えて、安全・安心なまちづくりの推進が求められています。

さらに、企業誘致などにより新たな雇用の場を作るとともに、定住・移住者の受け皿となる住宅開発や、空き家・空き地の有効利用促進、交通利便性の向上を図ることなどが必要となっています。

そのため、本町への定住・移住の促進に向け、次の施策を重点プロジェクトに位置づけ、全庁をあげて分野横断的・重点的に取り組みます。

**■主な施策**

| | |
|---|---|
| ・保育環境の充実 | ・子育て世帯の経済的負担の軽減 |
| ・奨励金制度による定住・移住の推進 | ・新たな住宅地開発の推進 |
| ・矢口工業団地の拡張の推進 | ・学力向上の推進 |

■プロジェクトの成果指標

| 指　標 | 現状値 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 平成34年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 社会増減数 | －１８２人<br>【29 年度】 | －１５０人 | －１００人 | －５０人 | ±０ |
| 若者(18～34歳)の人口構成率 | １５．１％<br>【30年度】 | １５．３％ | １５．５％ | １５．７％ | １６．０％ |

## (2) 産業活性化プロジェクト

町の基幹産業である農業については、若者の農業離れや農業従事者の高齢化等を背景に、農家人口、農家数、耕地面積、農業生産額とも減少傾向にあります。

そのため、首都圏という巨大消費地に近いという恵まれた立地条件を活かした農業の振興を図るために、担い手を育成・支援することや、生産基盤の整備、特産物の６次産業化の推進などを行い、生産性の向上や高付加価値化を図ることが求められています。

一方、商業については、生活の利便性の向上とまちの賑わいを創っていくためには、活性化が必要です。

そのため、中小企業などの経営基盤強化や経営改革の支援とともに、創業・起業や事業継承の促進、まちなか商店の活性化などの商業振興が求められています。

また、房総のむらやドラムの里をはじめ、豊かな自然や歴史・文化資源を活用した観光振興を図り、交流人口を増加させることが商業の活性化や、賑わいのあるまちづくりに繋がります。

そのため、成田空港から近い利点を生かした国際観光の推進が求められています。

さらに、成田空港の更なる機能強化に伴い、関連企業の進出が期待されることから、新たな企業誘致や企業の規模拡大のニーズに応じることによって、雇用の場の創出や税源のかん養につなげることが求められています。

そこで、次の施策を重点プロジェクトに位置づけ、全庁をあげて分野横断的・重点的に取り組みます。

■主な施策

- 生産性の向上の推進
- 農産物の高収益化の推進
- 成田空港から近い利点を生かした国際観光の推進
- 農業の担い手などの確保
- まちなか商店の活性化の推進
- 矢口工業団地の拡張の推進

■プロジェクトの成果指標

| 指　標 | 現状値 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 平成34年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 農作物の出荷額 | 1, 730, 000<br>千円【29年度】 | 1, 764. 600<br>千円 | 1, 781, 900<br>千円 | 1, 799, 200<br>千円 | 1, 816, 500<br>千円 |
| 小売業の年間商品販売額 | 28, 802百万円【28年度】 | ― | 28, 850<br>百万円 | ― | 28, 900<br>百万円 |
| 製造品出荷額 | 28, 562百万円<br>【29年度】 | 28, 600<br>百万円 | 28, 700<br>百万円 | 28, 800<br>百万円 | 28, 900<br>百万円 |
| 観光客総入込数 | 490千人<br>【29年度】 | 500 千人 | 510 千人 | 505 千人 | 510 千人 |

## (3) 協働のまちづくり推進プロジェクト

住民ニーズの高度化・多様化や核家族化、本格的な高齢化社会の到来の中、予期せぬ大規模災害への対応、ゴミの減量化、公園等の維持管理などの地域の住環境の保全、交通安全対策や防犯対策、高齢者の見守りなどの安全安心の確保、学力向上や生涯学習の充実など、行政だけでは対応しきれない事案が多くなってきています。

そのため、町民、ＮＰＯ、自治組織、企業、行政などが、共通の目標を実現するために、対等な立場で連携する協働のまちづくりが必要となっています。

また、併せて、地域における自治活動の活性化も必要となっています。

そこで、次の施策を重点プロジェクトに位置づけ、全庁をあげて分野横断的・重点的に取り組みます。

### ■主な施策

・ごみ減量化の推進
・介護予防・重度化防止の推進
・多様なコミュニティ活動の支援の推進
・災害対応の充実
・学力向上の推進
・自治組織における加入促進・退会防止活動の支援の充実

### ■プロジェクトの成果指標

| 指 標 | 現状値 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 平成34年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 住民活動を担う人材の発掘・育成を図った人数 | １２人<br>【29年度】 | １２人 | １２人 | １２人 | １２人 |
| 自治組織に加入した世帯数 | ３１世帯<br>【29年度】 | ３０世帯 | ３０世帯 | ３３世帯 | ３５世帯 |

## ３．チャレンジ戦略

### (1) 矢口工業団地拡張チャレンジ事業

#### ◆第２期拡張事業

日本食研の第２期拡張事業については、地域の方々の協力も得ながら、各種許可手続きを行なう必要があります。特に、農地転用許可は難しいところですが、これにチャレンジして、その後の具体的な事業化を進めて行くこととなります。

町としては、今後も事業が進み、早期に工場建築が完了し、雇用の増加とともに、税源のかん養が出来るようチャレンジしていきます。

#### ◆新たな拡張事業

日本食研以外の既存企業などからも、矢口工業団地の拡張の要望があります。

そのため、新たな拡張にも農地法などの厳しい規制はありますが、チャレンジしていきたいと考えています。

**目指す事業効果**

①固定資産税増加見込み：４０，０００千円／年
②雇用増加見込み数：２期拡張　１００人
③地元農産物の活用：米粉１０ｔ／年　他

### (2) 安食駅南側地区住宅地開発チャレンジ事業

現在計画されている住宅地開発計画において、早期に分譲住宅が建設されるよう分譲住宅業者に協力していきます。一方、安食駅南側地区においては、住宅地開発の可能性が高いことから、分譲住宅業者への住宅建設の誘導を引続き行なうとともに、可能性のある土地の取りまとめなど、住宅分譲業者が開発しやすい条件整備にチャレンジしていきます。

**目指す事業効果**

①住宅誘導見込み数：１００戸／４年間
②人口増加見込み数：２６０人／４年間
③税収（固定資産税）の増加額：２０，０００千円／４年間

### (3) 房総のむら周辺観光開発チャレンジ事業

千葉県立房総のむら周辺の観光開発については、町が積極的に飲食店・ホテル・日帰り温泉施設などの誘致を、金融機関とともにレジャー施設会社、建設会社、飲食チェーン会社などに働きかけるなど、誘致にチャレンジしていきます。

**目指す事業効果**

宿泊施設や飲食店などの観光施設が出来る事により、雇用の創出と税収の増加が見込まれ、町の活性化が図れる。

## ●基本目標１ 子育てがしやすい元気なまちをつくる

| | |
|---|---|
| 政策 1-1. 安心して子どもを元気に育てられるような環境づくりを推進します | 施策 1-1-1 保育環境の充実<br>施策 1-1-2 子育て世帯の経済的負担の軽減<br>施策 1-1-3 子育て拠点施設における情報提供・相談等の充実 |
| 政策 1-2. 子どもの出産から成長までの健康づくりを支援します | 施策 1-2-1 妊娠時等の親への支援<br>施策 1-2-2 乳幼児への健康づくりの支援 |
| 政策 1-3. 若者や子育て世代の定住・移住を促進します | 施策 1-3-1 奨励金制度による定住・移住の推進<br>施策 1-3-2 新たな住宅地開発の推進 |

## ●基本目標２ 生活環境が整った元気なまちをつくる

| | |
|---|---|
| 政策 2-1. 快適な住環境の整備を推進します | 施策 2-1-1 国道、県道の整備促進<br>施策 2-1-2 町道の整備と適正な維持管理の推進<br>施策 2-1-3 公園等の整備と適正な維持管理の推進<br>施策 2-1-4 生活基盤のバリアフリー化の推進<br>施策 2-1-5 安食駅の利便性の向上<br>施策 2-1-6 交通ネットワークの充実<br>施策 2-1-7 地籍整備事業の推進 |
| 政策 2-2. 賑わいのある住宅地整備を促進します | 施策 2-2-1 新たな住宅地開発の推進【再掲】<br>施策 2-2-2 空き家等の活用の促進<br>施策 2-2-3 計画的な都市づくりの推進 |
| 政策 2-3. 恵まれた自然環境の保全を推進します | 施策 2-3-1 自然環境の維持保全<br>施策 2-3-2 地域の生活環境や住民の衛生環境の維持保全<br>施策 2-3-3 再生可能エネルギーの導入促進<br>施策 2-3-4 公共下水道施設整備の推進<br>施策 2-3-5 公共下水道の適正管理 |
| 政策 2-4. 資源循環型社会を目指し廃棄物の適正処理を推進します | 施策 2-4-1 ごみ減量化の推進<br>施策 2-4-2 し尿等の適正処理の推進 |

## ●基本目標３ 安全で安心できる元気なまちをつくる

| | |
|---|---|
| 政策 3-1. 町民の安全を守る防災体制の整備を推進します | 施策 3-1-1 災害対応の充実<br>施策 3-1-2 避難体制の充実<br>施策 3-1-3 消防力の強化 |
| 政策 3-2. 犯罪や事故などが起こりにくいまちづくりを推進します | 施策 3-2-1 防犯対策の推進<br>施策 3-2-2 交通安全対策の推進<br>施策 3-2-3 消費者保護の推進 |

## ●基本目標４ 健康で生き生きと暮らせる元気なまちをつくる

| | |
|---|---|
| 政策 4-1. 誰もが健康で元気に暮らせる環境をつくります | 政策 4-1-1 疾病予防の推進<br>政策 4-1-2 疾病の早期発見の推進<br>政策 4-1-3 医療環境の充実 |
| 政策 4-2. 誰もが生き生きと暮らせるよう地域福祉を推進します | 施策 4-2-1 地域包括ケアシステムの構築<br>施策 4-2-2 介護予防・重度化防止の推進<br>施策 4-2-3 認知症対策の推進<br>施策 4-2-4 障がい者支援の充実<br>施策 4-2-5 地域福祉活動の充実 |
| 政策 4-3. 社会保障制度の適正かつ健全な運営に努めます | 施策 4-3-1 国民健康保険会計等の健全運営の推進<br>施策 4-3-2 介護保険会計の健全運営の推進<br>施策 4-3-3 国民年金事務の適正処理等 |

## ●基本目標５　産業が活性化し賑わいのある元気なまちをつくる

| | |
|---|---|
| 政策 5-1. 魅力ある元気な農業の振興を推進します | 施策 5-1-1 生産性の向上の推進<br>施策 5-1-2 農業の担い手などの確保<br>施策 5-1-3 農産物の高収益化の推進<br>施策 5-1-4 環境保全型農業の推進 |
| 政策 5-2. 活力と賑わいのある商業の振興を推進します | 施策 5-2-1 中小企業の経営基盤強化の支援<br>施策 5-2-2 創業・起業・事業継承の支援<br>施策 5-2-3 まちなか商店の活性化の推進 |
| 政策 5-3. 地域資源を活かした観光の振興を推進します | 施策 5-3-1 観光資源やイベントを活用した交流人口の増加<br>施策 5-3-2 成田空港から近い利点を生かした国際観光の推進 |
| 政策 5-4. 新たな企業立地を推進し産業を活性化させます | 施策 5-4-1 矢口工業団地の拡張の推進<br>施策 5-4-2 企業誘致等の推進<br>施策 5-4-3 既存企業の振興の推進 |

## ●基本目標６　歴史と文化を誇り、心豊かに学び生きがいが育める元気なまちをつくる

| | |
|---|---|
| 政策 6-1. みんなが一体となって栄っこを育成する教育を推進します | 施策 6-1-1 特色ある学校づくりの支援<br>施策 6-1-2 きめ細かな学校教育の推進<br>施策 6-1-3 学力向上の推進<br>施策 6-1-4 教育行政の推進 |
| 政策 6-2. 子どもたちが良好な環境で学習できる施設整備を推進します | 施策 6-2-1 教育施設の充実<br>施策 6-2-2 給食施設の充実<br>施策 6-2-3 教育のＩＣＴ化の推進 |
| 政策 6-3. 生きがいが育める学習やスポーツ環境づくりを推進します | 施策 6-3-1 生涯学習機会の充実<br>施策 6-3-2 生涯学習施設の充実<br>施策 6-3-3 スポーツ環境づくりの推進 |
| 政策 6-4. 地域に根ざした芸術・文化の育成と文化財等の保護・活用を図ります | 施策 6-4-1 芸術文化活動への支援<br>施策 6-4-2 文化財等の保護と活用 |

## ●基本目標７　みんなの知恵と力で元気なまちをつくる

| | |
|---|---|
| 政策 7-1. 町民と行政が共に手を携えて協働のまちづくりを推進します | 施策 7-1-1 多様なコミュニティ活動の支援の推進<br>施策 7-1-2 コミュニティ活動を支えるひとづくりの推進 |
| 政策 7-2. 地域の絆を育む自治活動の活性化を推進します | 施策 7-2-1 自治組織における加入促進・退会防止活動の支援の充実<br>施策 7-2-2 自治組織間のネットワークづくりの推進 |
| 政策 7-3. 住民参加によるまちづくりのための環境を推進します | 施策 7-3-1 広聴機会の充実<br>施策 7-3-2 広報手段の充実<br>施策 7-3-3 町民のまちづくりへの参画の推進<br>施策 7-3-4 男女共同参画社会の形成 |

## ●基本目標８　健全な行財政運営を行う元気なまちをつくる

| | |
|---|---|
| 政策 8-1. 行政サービス向上を目指した適正な行政運営を推進します | 施策 8-1-1 職員の能力開発の推進<br>施策 8-1-2 働きやすい職場づくり<br>施策 8-1-3 窓口サービスの向上<br>施策 8-1-4 相談業務の充実 |
| 政策 8-2. 公正で透明性の高い行政運営を推進します | 施策 8-2-1 行政情報の適切な発信<br>施策 8-2-2 情報公開と個人情報保護の適正な運用<br>施策 8-2-3 法令等を遵守した業務執行<br>施策 8-2-4 公平で適正な課税事務の推進 |
| 政策 8-3. 持続可能な町政に向けた健全財政を推進します | 施策 8-3-1 健全な財政運営の推進<br>施策 8-3-2 計画的な財政運営の推進<br>施策 8-3-3 公共施設等の適正管理の推進 |
| 政策 8-4. 時代に即応できる町政運営に努めます | 施策 8-4-1 トップマネジメントの強化<br>施策 8-4-2 社会情勢の変化への的確な施策対応の推進<br>施策 8-4-3 広域連携によるまちづくりの推進<br>施策 8-4-4 時代に則した組織づくりの推進 |

〈発行・編集〉
栄町　千葉県印旛郡